

選 択 約 款

＜安心快適料金 A 契約＞

2024年9月15日実施

名張近鉄ガス株式会社

ガス小売事業者登録番号 E0102

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	2
4. 料 金	2
5. 設置確認及び解約等	2
6. 割引制度	3
7. その他	3
附 則	4
1. 本選択約款の実施期日	
2. 実施に伴う切替措置	
(別 表)	
1. 適用区分	5
2. 料金表 1	5
3. 料金表 2	6

1. 用語の定義

本選択約款において使用する用語は、次のとおりといたします。

- (1) 「S i センサーコンロ」(以下「S i コンロ」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とし、同時に複数の炊事用具を平行して加熱することができる調理用の機器であって、調理油加熱防止装置、立ち消え安全装置、消し忘れ消火機能を有する安全センサーを全口に搭載するものをいいます。
- (2) 「高効率給湯器」… エネルギー源としてガスを使用し、潜熱(ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。)を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上である給湯器をいいます。
- (3) 「暖房機器」… エネルギー源としてガスを使用し暖房を行う機能を有する機器をいいます。
- (4) 「家庭用ガス温水床暖房システム」(以下「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房(温風暖房を除く。)を行うシステムをいいます。
- (5) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機等」(以下「浴暖等」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して浴室で暖房乾燥を行うシステム、またはエネルギー源としてガスを使用した温水により暖房を行う機能を有するシステムで床暖房を除くものをいいます。
- (6) 「家庭用住居」… 居住の目的にのみ建てられた住宅、又は居住部分と店舗・事務所・作業場など業務に使用する部分を併設する住宅の居住部分のみをいいます。
- (7) 「その他期」… 5月使用分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から10月使用分(9月検針日の翌日から10月検針日まで)までの6か月間をいいます。
- (8) 「冬期」… 11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)から4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの6か月間をいいます。
- (9) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「単位料金の調整」… 当社は別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス小売供給約款23の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して料金を算定いたします。
- (11) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

2. 適用条件

本選択約款の適用条件は、次のとおりといたします。

家庭用住居においてS i コンロと機器単体の定格給湯能力が24号以上の高効率給湯器の両方を使用し、あわせて暖房機器を使用になる場合で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合

に適用いたします。ただし、居住部分と業務に使用する部分を併設する住宅のお客さまで、居住部分のガス使用量と業務に使用する部分のガス使用量を 1 つのガスメーターにより計量している場合は適用対象外とします。

3. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社がお客さまの申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、変更後の契約適用開始日は原則として、毎月 15 日までに契約成立となった分については当月定例検針日の翌日とし、毎月 15 日を超えて契約成立となった分については翌月定例検針日の翌日といたします。
- (3) 契約の期間は、本契約の適用開始日から本契約を解約その他の事由により終了した日までとします。
- (4) 本契約の解約又は一般ガス小売供給約款に定める契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から 1 年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。
- (5) 2 の規定に定める適用条件を満たしており、次の期間内である場合、他の契約種別（一般ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更の申し込みは、原則として承諾いたしません。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日まで
 - ②契約種別（一般ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）を変更した場合は、契約種別の変更の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日まで

4. 料 金

当社は、その他期については、別表の料金表 1 を適用して料金を算定し、冬期については、別表の料金表 2 を適用して料金を算定いたします。

5. 設置確認及び解約等

- (1) 当社は、申し込みを頂いた時点、あるいは契約後に、S i コンロ、高効率給湯器、暖房機器が設置されているかどうかを確認させて頂くことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾して頂きます。万一、立ち入りを承諾して頂けない場合、この選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し、解約日以降一般ガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) S i コンロ、高効率給湯器、暖房機器を取り外す等、2 の規定に定める適用条件を満たさなくなった場合は、直ちにその旨を当社へ連絡して頂きます。なお適用条件を満たさなくなった

場合は、この選択約款を解約いたします。

6. 割引制度

- (1) 本選択約款を適用されているお客さまで、所有する暖房機器が床暖房、浴暖等に該当し、季節に応じ日常적으로ご使用のお客さまに対しては、次の所有の組み合わせによって4に定める冬の料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

〔割引額〕

イ 所有する暖房機器が床暖房に該当する場合

割引額＝4に定める料金×8パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ロ 所有する暖房機器が浴暖等に該当する場合

割引額＝4に定める料金×5パーセント（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき3,300円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が3,300円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は3,300円（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

7. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2024年9月15日から実施いたします。

2. 実施に伴う切替措置

2024年9月の定例検針日以降で且つ10月1日以降に初めて支払い義務が発生する料金から、本選択約款を適用します。なお、2024年9月30日までに支払い義務が発生する料金は、本選択約款の実施前の選択約款に基づき料金を算定するものいたします。

(別 表)

1. 適用区分

(1) 料金表 1 (その他期)

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 25 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 25 立方メートルを超え、259 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 259 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表 2 (冬期)

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 25 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 25 立方メートルを超え、59 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 59 立方メートルを超える場合に適用いたします。

なお、「その他期」とは 5 月検針分から 10 月検針分までをいい、「冬期」とは 11 月検針分から 4 月検針分までをいいます。

2. 料金表 1 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 料金表 A

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	8 7 1 . 2 0 円
---------------------	---------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 8 9 . 7 3 円
-------------	---------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表 B

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1 , 4 9 6 . 0 0 円
---------------------	-------------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 5 . 3 1 円
-------------	---------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表 C

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	5 , 3 0 2 . 0 0 円
---------------------	-------------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 0 . 6 5 円
-------------	---------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表 2 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 料金表 A

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	8 7 1 . 2 0 円
---------------------	---------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 8 9 . 7 3 円
-------------	---------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表 B

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1 , 4 9 6 . 0 0 円
---------------------	-------------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 5 . 3 1 円
-------------	---------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表 C

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2 , 6 6 2 . 0 0 円
---------------------	-------------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 5 . 6 6 円
-------------	---------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。